

自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律要綱

第一 第一条による改正関係

一 競輪の開催回数制限の見直し

競輪施行者は、一競輪場当たりの年間開催回数及び一競輪施行者当たりの年間開催回数について経済産業省令で定める範囲を逸脱して、競輪を開催することができないこととすること。

二 車券の購入等の制限の見直し

車券を購入し、又は譲り受けてはならない者から、成年の学生生徒を除くこととすること。

三 払戻金の見直し

勝者投票の的中者に対する払戻金の金額を、その競走についての車券の売上金の額の百分の七十五以上経済産業大臣が定める率以下の範囲内で競輪施行者が定めた割合を乗じた額に相当する金額（以下「払戻対象総額」という。）を当該勝者に対する各車券に按分した金額とすること。

四 重勝式勝者投票法の導入

1 勝者投票法の種類に重勝式勝者投票法を追加すること。

2 重勝式勝者投票法の種別であつて勝者の的中の割合が低いものとして経済産業省令で定めるもの（以下「指定重勝式勝者投票法」という。）についての勝者投票の的中者がない場合には、当該勝者投票に係る払戻対象総額を、当該競輪施行者が開催する競輪に係る当該指定重勝式勝者投票法と同一の種別の指定重勝式勝者投票法の勝者投票であつてその後最初に的中者があるものに係る加算金とすること。

五 日本自転車振興会への交付金の特例の見直し

交付の期限の延長をしようとする措置を講ずる期間は、五年を超えることができないものとする。

六 自転車競技会の合併に関する規定

自転車競技会の合併について所要の規定を整備すること。

七 勝者投票類似の行為の特例

競輪施行者の職員は、競輪に関し、経済産業大臣の許可を受けて、勝者投票類似の行為をすることができるとするとともに、経済産業大臣は、競輪に関し勝者投票類似の行為をさせて財産上の利益を図る行為に関する情報を収集するために必要があると認めるときでなければ、当該許可をしてはならないものとする。

八 特定活性化事業を行った競輪施行者に対する還付

日本自転車振興会は、競輪施行者が、平成十九年度から平成二十三年度までの各年度において、その前年度に行つた事業が特定活性化事業（競輪場の改修その他競輪の事業の活性化に必要な事業として経済産業省令で定める事業をいう。以下同じ。）に該当する旨の経済産業大臣の認定を受けた場合には、当該認定を受けた年度における当該競輪施行者の申請により、当該競輪施行者が当該特定活性化事業を行つた年度に交付した交付金（以下「特定交付金」という。）のうち、当該特定活性化事業に要した費用として経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の認定を受けた額（その額が特定交付金の合計額の三分の一を超える場合には、当該合計額の三分の一）に相当する金額を、当該競輪施行者に還付しなければならないこととする。

九 その他

その他所要の改正を行うこととする。

第二 第二条による改正関係

一 競輪振興法人の指定

経済産業大臣は、営利を目的としない法人であつて、二の業務（以下「競輪関係業務」という。）に關し一定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、競輪振興法人として指定できることとする。

二 競輪振興法人の業務

競輪振興法人は、次の業務を行うものとする。

- 1 競輪の審判員及び競輪に出場する選手の検定及び登録並びに競輪に使用する自転車の種類及び規格の登録を行うこと。
- 2 選手及び自転車の競走前の検査の方法、審判の方法その他競輪の実施方法を定めること。
- 3 選手の出場のおつせんを行うこと。
- 4 審判員、選手その他競輪の競技の実施に必要な者を養成し、又は訓練すること。
- 5 自転車その他の機械に関する事業の振興のための事業を補助すること。
- 6 体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興のための事業を補助すること。
- 7 交付金の受入れを行うこと。

8 その他、競輪の公正かつ円滑な実施に資する業務又は自転車その他の機械に関する事業若しくは体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資する業務であつて、経済産業省令で定めるものを行うこと。

三 競輪振興法人は、二五及び六の補助を公正かつ効率的に行わなければならないこととともに、競輪振興法人から補助を受けて事業を行う者は、認可を受けた競輪関係業務規程及び当該補助の目的に従つて、誠実に当該事業を行わなければならないこととする。

四 競輪振興法人は、競輪関係業務に関する規程を定め、競輪関係業務の開始前に、経済産業大臣の認可を受けなければならないこととする等所要の規定の整備を行うこととする。

五 競技実施法人の指定

経済産業大臣は、営利を目的としない法人であつて、六の業務（以下「競技実施業務」という。）に関し一定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、競技実施法人として指定できることとする。

六 競技実施法人は、競輪施行者から委託を受けて次の業務を行うものとする。

1 競輪に出場する選手及び競輪に使用する自転車の競走前の検査、競輪の審判その他の競輪の競技に関する事務を行うこと。

2 車券の発売等を行うこと。

3 競輪の開催につき宣伝を行うこと。

4 入場者の整理その他競輪場内の整理を行うこと。

5 その他、六1から4までの業務に附帯する業務

七 競技実施法人は、競技実施業務に関する規程を定め、競技実施業務の開始前に、経済産業大臣の認可を受けなければならないこととする等所要の規定の整備を行うこととする。

八 その他

その他所要の改正を行うこととする。

第三 第三条による改正関係

一 小型自動車競走の開催回数制限の見直し

小型自動車競走施行者は、一小型自動車競走場当たりの年間開催回数及び一小型自動車競走施行者当た

りの年間開催回数について経済産業省令で定める範囲を逸脱して、小型自動車競走を開催することができないこととする。

二 勝車投票券の購入等の制限の見直し

勝車投票券を購入し、又は譲り受けてはならない者から、成年の学生生徒を除くこととする。

三 払戻金の見直し

勝車投票の的中者に対する払戻金の金額を、その競走についての車券の売上金の額の百分の七十五以上経済産業大臣が定める率以下の範囲内で小型自動車競走施行者が定めた割合を乗じた額に相当する金額（以下「払戻対象総額」という。）を当該勝車に対する各勝車投票券に按分した金額とすること。

四 重勝式勝車投票法の導入

1 勝車投票法の種類に重勝式勝車投票法を追加すること。

2 重勝式勝車投票法の種別であつて勝車の的中の割合が低いものとして経済産業省令で定めるもの（以下「指定重勝式勝車投票法」という。）についての勝車投票の的中者がいない場合には、当該勝車投票に係る払戻対象総額を、当該小型自動車競走施行者が開催する小型自動車競走に係る当該指定重勝式勝車

投票法と同一の種別の指定重勝式勝車投票法の勝車投票であつてその後最初に的中者があるものに係る加算金とすること。

五 日本小型自動車振興会への交付金の特例の見直し

交付の期限の延長をしようとする措置を講ずる期間は、五年を超えることができないものとする。

六 小型自動車競走会の合併に関する規定

小型自動車競走会の合併について所要の規定を整備すること。

七 勝車投票類似の行為の特例

小型自動車競走施行者の職員は、小型自動車競走に関し、経済産業大臣の許可を受けて、勝車投票類似の行為をすることができるとともに、経済産業大臣は、小型自動車競走に関し勝車投票類似の行為をさせて財産上の利益を図る行為に関する情報を収集するために必要があると認めるときでなければ、当該許可をしてはならないものとする。

八 特定活性化事業を行った小型自動車競走施行者に対する還付

日本小型自動車振興会は、小型自動車競走施行者が、平成十九年度から平成二十三年度までの各年度に

において、その前年度に行つた事業が特定活性化事業（小型自動車競走場の改修その他小型自動車競走の事業の活性化に必要な事業として経済産業省令で定める事業をいう。以下同じ。）に該当する旨の経済産業大臣の認定を受けた場合には、当該認定を受けた年度における当該小型自動車競走施行者の申請により、当該小型自動車競走施行者が当該特定活性化事業を行つた年度に交付した交付金（以下「特定交付金」という。）のうち、当該特定活性化事業に要した費用として経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の認定を受けた額（その額が特定交付金の合計額の三分の一を超える場合には、当該合計額の三分の一）に相当する金額を、当該小型自動車競走施行者に還付しなければならないこととする。

九 その他

その他所要の改正を行うこととする。

（今回施行期日を定める分）

第四 第四条による改正関係

一 小型自動車競走振興法人の指定

経済産業大臣は、営利を目的としない法人であつて、二の業務（以下「小型自動車競走関係業務」とい

う。) に関し一定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、小型自動車競走振興法人として指定できることとする。

二 小型自動車競走振興法人の業務

小型自動車競走振興法人は、次の業務を行うものとする。

1 小型自動車競走の審判員及び小型自動車競走に出場する選手の検定及び登録並びに小型自動車競走に使用する小型自動車の登録を行うこと。

2 選手及び小型自動車の競走前の検査の方法、審判の方法その他小型自動車競走の実施方法を定めること。

3 選手の出場のあつせんを行うこと。

4 審判員、選手その他小型自動車競走の実施に必要な者を養成し、又は訓練すること。

5 小型自動車その他の機械に関する事業の振興のための事業を補助すること。

6 体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興のための事業を補助すること。

7 交付金の受入れを行うこと。

8 その他、小型自動車競走の公正かつ円滑な実施に資する業務又は小型自動車その他の機械に関する事業若しくは体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資する業務であつて、経済産業省令で定めるものを行うこと。

三 小型自動車競走振興法人は、二五及び六の補助を公正かつ効率的に行わなければならないこととともに、小型自動車振興法人から補助を受けて事業を行う者は、認可を受けた小型自動車競走関係業務規程及び当該補助の目的に従つて、誠実に当該事業を行わなければならないこととする。

四 小型自動車競走振興法人は、小型自動車競走関係業務に関する規程を定め、小型自動車競走関係業務の開始前に、経済産業大臣の認可を受けなければならないこととする等所要の規定の整備を行うこととする。

五 競走実施法人の指定

経済産業大臣は、営利を目的としない法人であつて、六の業務（以下「競走実施業務」という。）に関して一定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、競走実施法人として指定できることとする。

六 競走実施法人は、小型自動車競走施行者から委託を受けて次の業務を行うものとする。

1 小型自動車競走に出場する選手及び小型自動車競走に使用する小型自動車の競走前の検査、小型自動車競走の審判その他の小型自動車競走の競技に関する事務を行うこと。

2 勝車投票券の発売等を行うこと。

3 小型自動車競走の開催につき宣伝を行うこと。

4 入場者の整理その他小型自動車競走場内の整理を行うこと。

5 その他、六1から4までの業務に附帯する業務

七 競走実施法人は、競走実施業務に関する規程を定め、競走実施業務の開始前に、経済産業大臣の認可を受けなければならないこととする等所要の規定の整備を行うこととする。

八 その他

その他所要の改正を行うこととする。

第五 附則

一 この法律は公布の日から施行するものとする。ただし、第二の規定は平成二十年一月三十一日まで

の間において政令で定める日から、第四の規定は平成二十年四月三十日までの間において政令で定める日から、それぞれ施行するものとする。 (附則第一条関係)

(今回施行期日を定める分)

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めるものとする。 (附則第二条から第二十条まで、第二十二條から第二十四條まで及び第二十六條から第二十八條まで関係)

三 関係法律について所要の規定の整備を行うものとする。 (附則第二十一条、第二十五条及び第二十

九條から第三十八條まで関係)

自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案要綱

自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部の施行期日は、平成二十年四月一日とす

るじじ。

政令第 号

自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十二号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十年四月一日とする。

理由

自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。

自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案 参照条文

自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成十九年六月十三日法律第八十二号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 （略）

二 第四条並びに附則第十四条、第十五条、第十七条、第二十五条から第二十八条まで、第三十条、第三十二条、第三十四条、第三十六条及び第三十八条の規定 平成二十年四月三十日までの間において政令で定める日